

## 第4回農業委員会総会議事録

- 1 招集日 令和2年4月6日（月）
- 2 開会日時及び場所  
令和2年4月6日（月） 午後2時00分  
雲仙市役所別館3階会議室
- 3 閉会日時 令和2年4月6日（月） 午後3時40分
- 4 委員氏名

(1)出席者（19名）

1番 草野 英治	2番 大島 忠保	3番 松永 一	4番 東 康敬
5番 林田 剛	6番 森崎 茂徳	7番 渡部 篤	8番 平野 利光
9番 馬場 保	10番 徳永 玉義	11番 三浦 憲二	12番 内田 弘幸
13番 池田 兼三	14番 松尾 茂敏	15番 川内 幸徳	16番 草野有美子
17番 鶴崎 進	18番 大久保信一	19番 小筏 正治	

(2)欠席者（0名）

なし

5 議事に参与した者

事務局長	坂本 英知
次 長	増富 浩彦
参事補	原田 誠二

6 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第18号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第19号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第20号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第21号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の一部取消について
- 日程第6 議案第22号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 日程第7 議案第23号 農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取について
- 日程第8 報告第4号 非農地通知の発出について

7 農政推進に係る協議事項

(1) 農業委員会の法令遵守の申し合せ決議について

(2) 農地取得等の下限面積の特例について

## 8 その他

---

午後2時00分開会

○事務局長（坂本 英知君） 本日は、欠席の届け出はあっておりませんので、会長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

○議長（小筏 正治君） ただいまから令和2年第4回雲仙市農業委員会総会を開会いたします。

まずは許認可の審議を行います。各委員の協力方、よろしくお願いいたします。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は会議規程第12条の規定により、7番、渡部委員、8番、平野委員、両委員を指名いたします。

それでは、議事に入りたいと思います。

日程第2、議案第18号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてから、日程第8、報告第4号非農地通知の発出についてまでの議案6件、報告1件となります。

それでは、議案第18号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（原田 誠二君） 議案書2ページをごらんください。

議案第18号農地法第3条第1項の規定による許可申請について。次のとおり農地法第3条第1項の規定による許可申請があったので総会の議決を求める。

令和2年4月6日提出、雲仙市農業委員会会長小筏正治。

議案書は3ページ、受付番号117番から118番まで2件の申請がっております。詳しくは、別添1をごらんください。

以上です。

○議長（小筏 正治君） それでは、各調査会長から案件について説明及び現地調査の報告をお願いいたします。

まず、東部調査会長、お願いします。

○委員（4番 東 康敬君） 議席番号4番、東部調査会長の東です。

東部調査会関係分は、受付番号117番です。

受付番号117番は、譲渡人が耕作をできないため、譲渡する案件です。受付番号117番について、現地並びに協議結果においても、特に問題はありませんでした。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございます。

受付番号117番について、ご質疑がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご質疑がないようですので、続きまして、中部調査会長よりお願いいたします。

○委員（12番 内田 弘幸君） 議席番号12番、中部調査会長の内田です。

中部調査会関係分は、受付番号118番です。

受付番号118番は、後継者へ贈与する案件です。受付番号118番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございます。

それでは、受付番号118番について、ご質疑がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご質疑がないようですので、議案第18号農地法3条第1項の規定による許可申請について、受付番号117番から118番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第3、議案第19号農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題いたします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（原田 誠二君） 議案書5ページをごらんください。

議案第19号農地法第4条第1項の規定による許可申請について。次のとおり農地法第4条第1項の規定による農地の転用許可申請があったので総会の議決を求める。

令和2年4月6日提出、雲仙市農業委員会会長小筏正治。

議案書6ページ、受付番号14番から17番まで4件の申請がっております。詳しくは、別添2をごらんください。

以上です。

○議長（小筏 正治君） それでは、各調査会長から案件について説明及び現地調査報告をお願いいたします。

東部調査会長、お願いいたします。

○委員（4番 東 康敬君） 議席番号4番、東部調査会長の東です。

東部調査関係分は、受付番号14番から15番です。

受付番号14番は、もみすり・乾燥用倉庫の転用を計画されています。申請地は、農振農用地域区域内にある農地で、昭和2年2月20日付公告で用途区分が農地から農業用施設用地へと変更されているため、許可することができる案件であると思われます。

受付番号15番は、隣接の宅地の一部を併用して、農業用倉庫への転用を計画されています。申請地は、農振白地10ヘクタール以上の一団の農地の区域内にあることから第1種農地と判断をしました。しかし、転用目的が農業用倉庫であることから、例外的に許可できる案件であると思われます。

受付番号14番から15番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題はありませんでした。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございます。

受付番号14番から15番について、ご質疑がありましたらお願いいたします。徳永委員、どうぞ。

○委員（10番 徳永 玉義君） この14番の件で、もみすりの関係の防塵なんかはどがんったですかね。

○議長（小筏 正治君） 事務局。

○事務局（増富 浩彦君） この土地改良区が、先に許可相当ということでお返事をもらっている関係上、申請の代理人の行政書士さんに聞き取りをお願いをしたんですけども、一応、周囲の同意はもらっておるということで聞いておりますので、大丈夫じゃないかなと思っております。

○委員（10番 徳永 玉義君） 東部調査会でも、ちょっと、後々、風向きは別にして、飛散するんじゃないかなという意見も出ておりましたので確認しておかんと、また、後々問題が発生した場合に農業委員は何しよつとやと言われる可能性もありますので、十二分に、飛散は、どっちに飛んでいくかわかりませんので、もう一度、よう確認してもらいたいなと思います。

○事務局（増富 浩彦君） わかりました。

○議長（小筏 正治君） もみ殻の処分はどがんたつとるか、聞いとらんか。

○事務局（増富 浩彦君） そこまでは、私は聞いとらんとですけども、それは、確認ばしてきますけん。

○議長（小筏 正治君） ほかにどうでしょう。もみすり場の件、また、14番、15番、ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ほかにご質疑がないようですので、続きまして、中部調査会長よりお願いいたします。

○委員（12番 内田 弘幸君） 議席番号12番、中部調査会長の内田です。

中部調査会関係分は、受付番号16番から17番です。

受付番号16番は、自家用駐車場用地として転用を計画されております。申請地は農振白地10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にあるため、第1種農地と判断しました。しかし、周辺に集落があるため、例外的に許可をすることができる案件であると思われま。農振農用地除外は、令和2年1月21日付公告で完了しております。

受付番号17番は、農家用住宅用地へ転用を計画されております。申請地は農振白地10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にあるため、第1種農地と判断しました。しかし、周辺に集落があるため、例外的に許可をすることができる案件であると思われま。なお、面積については1,003.96平米と、転用面積上限の1,000平米を超過しておりますが、別添2の60ページの面積超過理由書のとおり、農地として3.96平米残しても生産性の向上が期待できないため、一括転用したいとのこと。です。

受付番号16番から17番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございます。

受付番号16番から17番について、ご質疑がありましたらお願いをいたします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご質疑がないようですので、議案第19号農地法第4条第1項の規定による許可申請について、受付番号14番から17番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第4、議案第20号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局、説明をお願いいたします。

○事務局（原田 誠二君） 議案書7ページをごらんください。

議案第20号農地法第5条第1項による許可申請について、次のとおり農地法第5条第1項の規定による農地の転用許可申請があったので総会の議決を求める。

令和2年4月6日提出、雲仙市農業委員会会長小筏正治。

議案書は8ページ、受付番号80番から82番まで3件の申請がっております。詳しくは、別添2をごらんください。

以上です。

○議長（小筏 正治君） それでは、東部調査会長から、案件について説明及び現地調査報告をお願い

いたします。

○委員（4番 東 康敬君） 議席番号4番、東部調査会長の東です。

東部調査会関係分は、受付番号80番から82番です。

受付番号80番は、一般個人住宅への転用を計画されています。申請地は、令和2年1月21日に農振除外がされております。10ヘクタール以上の一団の農地の一部であることから第1種農地と判断しましたが、申請地が既存集落に接続していることから、例外的に許可できる案件であると思われま

す。受付番号81番は、鶏舎等の農業用施設への転用を計画されています。申請地は、農振農用地区域内にある農地で、令和2年2月20日付公告で用途区分が農地から農業用施設用地へと変更されているため、許可することができる案件であると思われま

す。受付番号82番は、家庭菜園への転用を計画されています。申請地は、農振白地、宅地等に囲まれた10ヘクタール未満の一団の農地の集団の一部にあることから、第2種農地と判断をいたしました。

受付番号80番から82番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題はありませんでした。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございました。

受付番号80番から82番について、ご質疑がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご質疑がないようですので、議案第20号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、受付番号80番、82番は申請どおり許可、受付番号81番は農振農用地区内で10アールを超えておりますので、県農業会議へ諮問の上、許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議ないようですので、さきに述べたとおり決定しました。

次に、日程第5、議案第21号農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の一部取り消しについてを議題といたします。

事務局の議案事項の説明を求めます。

○事務局（原田 誠二君） 議案書9ページをごらんください。

議案第21号農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の一部取り消しについて。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画（令和2年3月5日雲仙市農業委員会総会議決による公告第30号）の一部を取り消すので、総会で議決を求め

令和2年4月6日提出、雲仙市農業委員会会長小筏正治。

議案書10ページ、整理番号1番です。

以上です。

○議長（小筏 正治君） それでは、東部調査会長から案件について説明をお願いいたします。

○委員（4番 東 康敬君） 議席番号4番、東部調査会長の東です。

本案件は令和2年1月28日に基盤強化法での所有権移転の申請があったものです。3月5日の総会にて審議決定し、同日付で雲仙市長に通知を行い、3月10日に公告がおりていました。しかし、譲渡人の村上一義さんが、市の公告がおりる前の3月7日に亡くなられたために計画の一部を取り消すものです。申請の取り下げも提出していただいております。今後は、村上一義さんの相続手続が完了してから、再度申請をしていただく流れになると思います。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございます。

整理番号1番について、ご質疑がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご質疑がないようですので、議案第21号農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の一部取り消しについて、整理番号1番については、計画の一部を取り消すことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議ないようですので、さきに述べたとおり決定しました。

次に、日程第6、議案第22号農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（原田 誠二君） 議案書11ページをごらんください。

議案第22号農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について、農用地利用集積計画を別紙のとおり定めるにつき、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、総会の議決を求める。

令和2年4月6日提出、雲仙市農業委員会会長小筏正治。

議案書12ページ、受付番号1番から、議案書22ページ、受付番号28番までです。詳しくは、別添3をごらんください。

受付番号1番から8番については貸借に係る案件、受付番号9番から18番については所有権移転に係る案件、受付番号19番から28番については農地中間管理機構へ貸し付ける案件です。

以上です。

○議長（小筏 正治君） それでは、議案第22号に対する質疑を行います。

まず、貸借権設定に係る受付番号1番から8番について、ご質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） 次に、所有権移転に係る受付番号9番から18番について、ご質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） 次に、農地中間管理事業に係る受付番号19番から28番について、ご質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご質疑がないようですので、ただいまから採決を行います。

お諮りします。議案第22号は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に適合した適正な計画であると認め、農用地利用集積計画を決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議なしと認め、農用地利用集積計画を決定することとします。

次に、日程第7、議案第23号農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取についてを議題といたします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（原田 誠二君） 議案書23ページをごらんください。

議案第23号農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取について。農用地利用配分計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、総会の意見を求める。

令和2年4月6日提出、雲仙市農業委員会会長小筏正治。

議案書24ページ、受付番号1番から、議案書27ページ、受付番号9番まで9件です。詳しくは別添3をごらんください。

以上です。

○議長（小筏 正治君） 本案件は、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画により、農地中間管理機構である長崎県農業振興公社へ貸し付けられた農地を、公募申し込みをした農業者へ配分する計画が提出されたものです。

議案第23号に対する質疑を一括で行います。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご質疑がないようですので、議案第23号農用地利用配分計画（案）については、特に異議なしと回答することにご異議ありませんか。



〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議ないようですので、農用地利用配分計画（案）につきましては、特に異議なしと回答することに決定しました。

次に、日程第8、報告第4号非農地通知の発出について、事務局より報告を求めます。

○事務局（原田 誠二君） 議案書28ページをごらんください。

報告第4号非農地通知の発出について。対象地が農地法第2条第1項の「農地」に該当しない旨の判断を行ったことについて総会で報告する。

令和2年4月6日提出、雲仙市農業委員会会長小筏正治。

議案書29ページ、整理番号1番から、議案書50ページ、整理番号846番です。

以上です。

○議長（小筏 正治君） 報告第4号について、ご質疑がありましたらお願いします。

○事務局（増富 浩彦君） 濟いませぬ、その前に、ちょっと議案の訂正を遅くなりましたけれども、1ページの日程のところをごらんください。一番下です。

今の報告第4号なんですけど、非農地通知の発出についてということに訂正をお願いします。

取り消しについてということで書いてありますので、発出については。濟いませぬ。

以上です。

○議長（小筏 正治君） 報告第4号について、ありませんか。トータルで幾らなの。

○事務局（増富 浩彦君） 500筆ぐらいです。

○議長（小筏 正治君） 全部で500筆ぐらいあるそうです。

○事務局（原田 誠二君） それは、発出件数を、大体500ぐらい、ちょっとぐらい。

○議長（小筏 正治君） 発出が500ぐらいあるそうです。ほかにありませんか。東委員、どうぞ。

○委員（4番 東 康敬君） この所有者の氏名で財務省って書いてあるのは、どういう意味ですか。

○事務局（増富 浩彦君） 道路にとられた残りとか、その国の事業でとられた残地みたいなんです。

○議長（小筏 正治君） よかですか、東委員。

○委員（2番 大島 忠保君） のり面ば切ったところ、ちょっとあたりが入り込んでいるところのあつとですもんね。

○議長（小筏 正治君） ほかにありませんか。鶴崎委員、どうぞ。

○委員（17番 鶴崎 進君） 17番、鶴崎です。

これは、地目が山林ってなっていて、現在、赤判定で山林になっておりますが、これは、農地が山林になっておるわけで、税金の関係は、どのように処理されますか。ちょっとお答えいただけますか。

○議長（小筏 正治君） 事務局。

- 事務局（原田 誠二君） 現状が山林のときの課税ということですか。
- 委員（17番 鶴崎 進君） これは農地である山林に、今のところパトロールでなっているはずですが、これは、山林として処理されるものかどうかというんで、法務局に行かなくても。
- 事務局（原田 誠二君） 一応、税金のほうは現況課税となっていますので、この税務当局のほうで、現況で山林であれば、山林の課税に変えるかとは思いますが。
- 委員（17番 鶴崎 進君） それは農地であったにせよ、今現在が山林なら、もう山林でええとですわね。
- 議長（小筏 正治君） これは、荒廃地の畑を非農地にすれば、山林になるから、税金はどうなるかということですか。山林じゃない、非農地になるから、税金の対象がどうなるかということでしょう。
- 事務局（増富 浩彦君） 登記は全然、登記に行かさんば、登記は変わりません。
- 委員（17番 鶴崎 進君） 法務局に行かんでも、山林は山林として処理するかせんかというところ。
- 事務局（増富 浩彦君） いや、しません。登記は、個人さんで行かさんば変わりませんので。畑で残ります。
- 事務局（原田 誠二君） ただし、税金は現況課税となります。
- 事務局（増富 浩彦君） 税金は、山林なら山林で、税務課が掛けると思います。
- 委員（17番 鶴崎 進君） 山林としてですわね。
- 事務局（増富 浩彦君） 見た目です。
- 事務局（原田 誠二君） 課税が現況主義なので、一応、畑に、もし転用していなくて、建物が建っていたら宅地課税とか、税務課はする。
- 事務局（増富 浩彦君） 税務課のほうにも、一応、このうちからの通知は同じとが行くようになっておりますので、あと、現地確認をするかせんかは、税務課はわかりません。
- 委員（17番 鶴崎 進君） わかりました。ありがとうございました。
- 議長（小筏 正治君） よかですか。
- ほかにありませんか。内田委員、どうぞ。
- 委員（12番 内田 弘幸君） 12番、内田です。今回、この非農地発送リストの発送した面積は、合計でどんくらいあるですか。
- 議長（小筏 正治君） どうですか、事務局、面積、どれくらいになるかだそうです。
- 事務局（増富 浩彦君） 大ざっぱな数字でよかですか。約40ヘクタールぐらいです。
- 委員（12番 内田 弘幸君） 40ヘクタールぐらいですね。わかりました。
- 議長（小筏 正治君） 約40ヘクタールだそうです。
- 事務局（増富 浩彦君） だったと思います。

○議長（小筏 正治君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ほかにご質疑がないようですので、報告を終わります。

お諮りします。本総会における議決事件について、その条項、字句、数字、その他、整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議なしと認めます。従って、これらの整理を要するものについては、議長に委任することに決定しました。

これをもちまして、本日の許認可の審議は全て終了しました。どうもありがとうございました。ここで暫時休憩とします。休憩後は、農政推進に係る協議を行います。

午後 2 時 45 分 休憩

.....

午後 3 時 10 分 再開

○議長（小筏 正治君） それでは、引き続きとなりますが、農地推進に係る協議を行います。各委員の協力方よろしくお願いいたします。

それでは、早速、本日の協議事項に入ります。

農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、事務局の説明を求めます。はい、どうぞ。

○事務局（増富 浩彦君） 事務局から、調査会るとき、詳しい説明をしていたと思います。きょうは、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議ということで、決議をしてもらおうと思っております。

決議文書を読ませてまいります。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

記。

1、農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に農業委員会法第 3 1 条の議事参与の制限、同 3 3 条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員の議事の公平さを確保すること。

2、農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するた

めの研修等を実施すること。

令和2年4月6日。

雲仙市農業委員会。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ただいまの説明に対して、意見・質疑などありましたら、挙手の上、発言をお願いいたします。馬場委員、どうぞ。

○委員（9番 馬場 保君） この記、1番の31条の議事参与の制限と書いてあるとですけど、どういう意味ですか。

○議長（小筏 正治君） 事務局。

○事務局（坂本 英知君） 農業委員は、例えば自分の農地あるいは同居の親族の農地の権利移動について参加してはならない、簡単に言えばそういう意味でございます。

○議長（小筏 正治君） いいですか、馬場委員。

○委員（9番 馬場 保君） はい、わかりました。

○議長（小筏 正治君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご意見がないようですので、お諮りします。農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、提案どおり決議することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議なしと認めます。それでは、雲仙市農業委員会は、令和2年4月6日、本日をもって法令遵守の申し合わせを決議することに決定いたします。

次に、農地取得等の下限面積の特例について、事務局の説明を求めます。どうぞ。

○事務局（原田 誠二君） 手元資料の2ページからになります。ごらんください。

農地付き空き家について（空き家バンク）ということで、全国的に空き家バンクの取り組みが、雲仙市もそうなんですけど、広がっておりまして、そこに農地付き空き家が登録があったりしております。それで、都会から移住者を呼び込み、新規就農を促進する自治体もふえております。

ただ、今の現状、農地を取得する場合は、下限面積は50アールとなっております。空き家とセットで農地を取得する場合は下限面積を引き下げる特例というのがありまして、それを定める市町村が急増しているということです。

雲仙市においても、農地付き空き家をうまく提供できれば、遊休農地解消、新規就農、それによる地域の活性化への効果もあるのかなと思われまます。

このようなことから、農業委員会としても、今後、空き家バンクの市の担当部局と協議することが必要じゃないかと考えております。基本的には、市の担当部局が農地付き空き家バンクの登

録があった場合、農業委員会へ別段の面積の設定を申し出、それで農業委員会がその地域の実情に応じて、下限面積の範囲内で別段の面積を定めて公示したときは、その公示面積が下限面積となり、農地取得が可能となりますということで、次の3ページのほうにちょっとフローチャートをつけてるんですけども、資料1ですけど、現行法が左なんですけど、右側が今度改正されるということなんですけど、この四角のところは市長部局です。丸のところは農業委員会が関係するところで一応分けてみました。

左側、地域再生法というもの、現行法なんですけど、これは先ほど言ったように、空き家バンクに登録したとき、市の担当部局が農業委員会へまず別段の面積の設定について申し出をすると。それで、農業委員会がそれを受けて地域の実情に応じてその下限面積、これをちょっと下げるかどうか協議して公示とかをするわけです。次に、それを受けて、市の部局、農地付き空き家として公募をかけて、それで宅建業者とかそういうのの媒介を経て契約をします。その後、所有者のほう、購入者が農地法の許可申請、それをもってうちのほうに上げるということになっています。

一応、改正法は右側になるんですけど、まずは市の担当部局にこういう登録があった場合、市のほうが特定区域と特別の面積、特例面積というのを協議すると。その中に農業委員会もちょっと呼んでいただくような形です。その後、この特定区域と特例面積を計画に記載する場合は農業委員会の同意が必要になりますよということです。農業委員会がそれをもって同意すると、あらかじめ決めた特定区域内の特例面積、これを農地法上の下限面積と扱いして、以後、農業委員会の公示は不要となるという流れなんですけど、実際、これがまだうちのほう、農業委員会もそうなんですけど、市長部局ともまだちょっと話も全然できていない状況なんです。今後は、この話し合いからまず行っていこうかなとは思っております。

実際、これをされているところが、4ページ以降の資料2についてなんですけど、島根県の雲南市というところなんです。これはちょっと見とってもらえばいいんですけど、私もちょっと今からここを聞きながら勉強していきたいと思うんですけども。

実情として、ちょっとなかなか下限面積を下げるに当たっては、法改正はあっているんですけど、農業委員会が結局その地域を見て判断しなきゃいけないみたいなので、その辺をもう少し今から話を詰めながら、こういう協議の場でちょっと提案をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ただいま事務局のほうより説明があったわけなんですけど、何かご意見・質問などありましたらお願いいたします。どうぞ。

○委員（1番 草野 英治君） 空き家つきとなつとる、小浜でちょっと聞いたんですか、空き家じゃなくても、更地になった宅地に何かつけるような形でちょっと話を聞いたともあるもので、そういう

とはどうなつてでしょうか。建物はなくて、もうその人の名義の中に畑があって、そこを売る。ついでに農地もつけてやるという形もちょっと話を聞いたもので。

○事務局（原田 誠二君） 一応、これが、空き家バンクに付随した特例なので、多分、家がなかったら普通の宅地と農地ということですよ。だけ、それは今までどおりの多分扱いだと思います。特例には入らないんじゃないかなとは思いますが。

○委員（1番 草野 英治君） 下限面積で、畑を所有しとればできるということ。

○事務局（原田 誠二君） 要は、都会から来らす人が空き家を買いたくて、例えば3畝とかもういろいろ農地と一緒につくと。所有者が、これ一緒に売りたいというときに、買わず人が、ああ、買っていいよとなったときに、今のこれで行くと、農地持てない人なのでどうするのという感じなんです。

○委員（1番 草野 英治君） 畑の面積は狭かったんですよ。1畝あるかないかなんですけど、それを、よかなら一緒にという感じで言うて、幾らかは畑を持つような感じの話はしよったごとあったんですけど、私も直接受けたわけじゃなくて、ちょっと見に来よったとをちょっと話を聞いただけのことで。それで、それはもう空き家というか、もう本当更地の宅地につけたような形をちょっと聞いたもので。

○議長（小筏 正治君） 空き家というのは、あくまでも家が建つとところがやっぱり。建物が建つとところが空き家じゃろうけんね。

○委員（1番 草野 英治君） その空き地が農家のとじゃなくて、農家の所有の宅地で、その人が持つとった分の別な土地も一緒に処分したかっていう形でつけるような形をちょっと話を聞いたもので。

○事務局（原田 誠二君） それは、やっぱり特例には当たらん、今までどおりだと思います。済ません。私、2ページを半分飛ばしておりました。

2ページの下のほうですね。

非農家等における農地取得等についてということで、農家の高齢化とか担い手不足によって遊休地・荒廃地が進むということで、その中で耕作希望者が相談されるのを想定しているんですけども、例えば空き家バンクとかそういうのは使わずに、会社を退職したので農地を借りて野菜をつくりたいとか、会社が休みのときに農業がしたい、小さい農地を探しているということで、これの農地取得については家庭菜園並みとか小規模耕作というのが想定されるんですけど、これはあくまでも下限面積50アールのクリアできていないということで、空き家バンクともちょっと違うのかなと思うんですけど。ただ、これが通ると、やっぱり遊休農地とか荒廃農地が解消するんじゃないかなと思うんですけど。ただ、これが通ると、やっぱり遊休農地とか荒廃農地が解消するんじゃないかなと思うんですけど。

ただし、農地法的には、基本的にはもう、さっきの空き家バンクで、まず、いかんばいけん

かと思うとですけど、さらに別段の面積ですね。まず、特定の区域定めて、その下限面積下げられるのかどうかというのを調べたんですけど、ちょっと今の現状、法的にはちょっと厳しいのかなというのがあるんですけど、農地付きの空き家バンクだけ認めて、この非農家がこういうのをちょこっと取得したいというのは、それが認められないとなれば不公平感はあるんだろうなというのがあります。

ただ、それが本当に農地付き空き家バンク以外でもどうにかできるのかというのも今後ちょっともう一回調べながらやっていこうかと、同時進行ですね。というのをちょっと書いております。

○議長（小筏 正治君） どうぞ。

○委員（6番 森崎 茂徳君） そんなら、下限面積っていらんごとになってしまうよ。

○事務局（原田 誠二君） それで、下限面積が法律にぼんとあったですけど、さっき言ったごと、じゃあ、ここの地域だけとか。

○委員（6番 森崎 茂徳君） いや、そんなわけいかんもん。どこでん認めんばごとになってしまうもん。

○事務局（原田 誠二君） それが難しかとです。だけんか、本当にそういうのをできるのか。できるならどうするのかというのを検討する。

○委員（6番 森崎 茂徳君） そんなら、全市に認めんば、できんと思う。

○事務局（坂本 英知君） ちょっと補足でいいですか。

○議長（小筏 正治君） どうぞ。

○事務局（坂本 英知君） 今、森崎委員のほうからも意見がありました。もともと農地法の50アールというのは、要は農地が分散して、健全な農業経営ができないおそれがあるということで50アールの下限面積が設けられたものと判断しております。

ただ、近年、先ほど非農地通知の面積もあったとおり、荒廃農地がどんどんふえております。今回は、皆さんに一つのこういう問題提起だけで、今後、農業委員さんの意見を聞きながら、導入するのকাশないのかを協議をしていただきたいと思います。

例えば、もちろん担い手の農地集積に支障のある農振農用地区域は認めないとか、非農家がつくる分については荒廃農地か今後荒廃農地が見込める土地に限るとか、いろんな条件整備も必要だと思っております。

ただ、今、原田班長が言ったとおり、今も多分、闇小作であると思うんですけども。私みたいな、来年退職して、田園回帰と申しましてから、自分で作物をつくって自分で食べるという喜び、そういう意識も多くなっております。先ほど草野委員がおっしゃったとおり、状況は違うかもしれませんが、その宅地を市外の人に売って、その人がそこに家を建てて、その農地を家庭

菜園のように使いたい。じゃあ、4条の許可をもらえばいいんじゃないかとおっしゃるかもしれんけど、全部宅地にしたら固定資産税が少し高くなるのでというおそれもあるので、移住の分については許可をしますよとか、そういう条件整備をしながら、導入すべきかすべきじゃないかを少し長い時間をかけて協議をしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（小筏 正治君） 農地取得の下限面積の特例の創設については、課題もあるようですので、今後十分協議を行いながら創設の可否について検討すべきものと思います。事務局においては、今後、他市の事例を含めメリット、デメリットを列記したわかりやすい資料作成をお願いいたします。

それでは、意見もないようですので、ほかに移りますが……。内田委員どうぞ。

○委員（12番 内田 弘幸君） 時間をかけてせんばいかんことかもしれんですけど、時間ばかけてやっていくほど、もう今、高齢化になって、本当に耕作放棄地がどんどんふえていく状況の中で、今回も44.6ヘクタールやったですかね、非農地、なっているわけです。もう本当5年後というたら、農業者も、今、高齢でやっている人たちだってもうできんごとなる状況下であっては、そう時間をかけて話をしている状況じゃないと思うんです。本当はもっと、5年でも10年でも前にこの話はしとかんばいかんやったことだと思うんです。そしたら、これからはもう時間をかけている状況じゃなかけん、できるだけ早い段階で議論やって、早目にそういう要件は示していかざるを得んときじゃなかなと思います。

○議長（小筏 正治君） 確かに、今、内田委員の言いよったことはもっともでございます。時間もそうですが、十分討議を行いながら、短時間のうちにいいほうへと創設の可否ができたらいんじゃないかなと思っておりますので。メリットだけではなく、またデメリットもあるんじゃないかと思っておりますので、よりよい方向で、この資料づくりを事務局のほうにもお願いをしたいと思います。

ほかに何かありませんか。（「事務局から」と言う者あり）はい、どうぞ。

○事務局（増富 浩彦君） 先月の総会のときに、基盤強化法の一括方式というて、集積決定と中間管理事業の集積決定と配分計画（案）を同日で行ってもよろしいですかねということでお尋ねしていたところ、もうそれよかつじゃなかとというような委員さんたちの返事やったんですけど、きょうは改めてそれへのちょっと決議じゃなかとですけど、そがんしてよかかという決議をとってもらって、来月からそれで行こうかと考えております。

中間管理事業の担当のほうとの話し合いも、今まで、農地利用配分計画（案）ということで、議案書をちょっと見てもらえればと思います。1ページです。

議案書の1ページに、まず中間管理事業に貸すとなったときに、出し手が中間管理機構に出すときの決議が議案第22号、日程の6で農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定についてということで、農業委員会を通した集積と中間管理機構に貸すときの集積を



一緒にしておりました。次の月に、次の7番、議案第23号の農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取についてということで上がってきておりました。これを同日付で行いたいということで、先月、委員さんたちに諮りました。

今まで、農林部局からなんですけども、農用地利用配分計画（案）の審議についてということで市長名でちょっと文書が来ておったんですけども、その文書の中で、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、別紙のとおり、農地利用配分計画（案）を作成しましたので、ご審議のほどよろしく願いますという文書に基づいて、総会にかけて意見ありませんということで意見をもらって市長部局に返しておりました。

これを、集積計画の決定と配分案の審議ということを同日付でするためにちょっと文章を変えて、市長からもらうようにして、それで一括方式で行こうかと思っております。農地利用配分計画（案）を作成しましたので、先に申請した農地中間管理機構を介した農業経営基盤強化法の規定に基づく農用地利用集積計画が異議なく議決した場合は、同日、総会において追加議案として上程していただきご審議いただいたので一括審議お願い申し上げますというような文章に変えて、向こうから出してもらうように話をしております。

次の総会にときに、議案第23号の農地利用配分計画（案）に係る意見聴取についてということが、追加議案ということでこの議事日程に上げさせてもらいたいと考えておりますので、それでいいかどうか、ちょっとそれを審議してもらって、決をとってもらえればと思います。議長、よろしく願います。

○議長（小筏 正治君） 今、事務局の説明があったんですけど、この23号を追加議案として検討してもらいたいということですけど、どうでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） 異議なしですね。そしたら、そのようにして進めていきたいと思えます。

それでは、意見もないようですのでその他に移りますが、事務局、また皆さん方から何かありませんか。事務局。

○事務局（坂本 英知君） 事務局はありません。先ほど説明したとおりです。

○議長（小筏 正治君） ほかに皆さん方から何かありませんか。

それでは、これをもちまして農業委員会総会及び農地推進に係る協議を終了いたします。皆様、どうもお疲れさんでございました。

午後3時40分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年 4月 6日

議 長

署名委員

署名委員